

## 令和2年度

### 第5回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年11月10日（火曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	農地法第2条の農地でない旨の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	事業計画変更申請に対する意見について
議案第4号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農用地利用集積計画について
議案第7号	非農地証明の基準の一部変更について

出席委員（19名）

- |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 1 番   | 湯川 徳弘 | 1 1 番 | 廣井 伸多 |
| 2 番   | 辻本 傑  | 1 2 番 | 大河内壽一 |
| 3 番   | 笠野喜久雄 | 1 3 番 | 曾根 光彦 |
| 4 番   | 山本 茂樹 | 1 4 番 | 岩橋 章  |
| 5 番   | 藤田 城司 | 1 5 番 | 丸山 勝  |
| 6 番   | 古川 祐典 | 1 6 番 | 中尾 友紀 |
| 7 番   | 土橋 ひさ | 1 7 番 | 坂東 紀好 |
| 8 番   | 谷河 績  | 1 8 番 | 吉川 松男 |
| 9 番   | 吉中 雅三 | 1 9 番 | 岩橋 章博 |
| 1 0 番 | 中村 弘  |       |       |

出席職員

農業委員会事務局

- |       |       |
|-------|-------|
| 局 長   | 東山 雅彦 |
| 課 長   | 奥谷 知彦 |
| 副 課 長 | 山本 哲也 |
| 班 長   | 中川 拓哉 |
| 事務主査  | 西森 和子 |
| 事務主査  | 中谷 雅昭 |
| 事務主任  | 殿元 輝之 |

13時00分 開会

◆東山局長 定刻が参りましたので、第5回農業委員会総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、換気を行っています。また、総会時間の短縮も図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いします。審議が長時間に及ぶ場合は、適宜休憩をはさみたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） 本日、総会終了後、農業者年金制度について、和歌山県農業会議から講師をお招きして研修を行いますので、引き続きよろしくお願いします。

ただいまより、第5回農業委員会総会を開会いたします。出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る10月28日、古川委員、大河内委員、曾根委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、中村委員、廣井委員をお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、16件ありました。相続による所有権の取得が15件、時効取得による所有権の取得が1件です。

また、本届出に対して受理書を交付して

おりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

なお、市外に在住の方が相続された件について、No. 10は市内に居住する母親が耕作することです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が1件ありました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。

なお、No. 1及びNo. 2については利用権の解約で、No. 2については農地法第5条許可申請のNo. 4と関連です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたし

ます。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が3件ありました。

No. 1申請地は安原地区・・・、安原小学校から南東約・・・mに位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有する農家です。農作業で使用する農業用道路として使用するため、今回届出に至りました。

No. 2申請地は紀伊地区・・・、県立和歌山盲学校から北約・・・mに位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有する農家です。農作業で使用する農機具を収納するための農業用倉庫を建築するため、今回届出に至りました。

No. 3申請地は紀伊地区・・・、北コミュニティセンターから南東約・・・mに位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有する農家です。農作業で使用するトラクター駐車用の農業用駐車場として使用するため、今回届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第16号に規定する認定電気通信事業の中継施設の設置についての届出で2件ありました。

No. 1申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南東約・・・mに位置しております。設置者は、・・・です。

携帯電話用無線中継基地局を設置することにより、地域の携帯電話サービスの品質向上を図るため、転用するものです。なお、賃借権設定です。

No. 2申請地は、東山東地区・・・、伊太祈曾神社から南東約・・・mに位置しております。設置者は、・・・です。携帯電話用無線中継基地局を設置することにより、地域の携帯電話サービスの品質向上を図るため、転用するものです。なお、賃借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。令和2年10月19日、29日付で受理通知書を交付しています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で5件ありました。令和2年10月9日及び29日付で受理通知

書を交付しています。

なお、No. 1、4は開発許可済です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、3件ありました。面積は田が5,121㎡です。なお、令和2年9月29日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

議案第1号 農地法第2条の農地でない旨の証明願について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件につきましては、非農地証明の交付基準に基づき、証明願の提出が3件ございました。

No. 1昭和49年頃から鉄道用地として利用している。

No. 2平成7年頃より山林化している。

No. 3昭和49年頃より山林化している。また、No. 1については、非農地証明の交付条件（5）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われます。No. 2、3については、非農地証明

の交付条件（4）の土地であって（7）から（9）の条件を満たしていると思われる。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で2件ありました。

調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

また、No. 1については市内新規就農となるため、現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきましては、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので大河内委員さん報告願います。

◆12番（大河内壽一） No. 1について、説明します。

本件申請について10月28日に私と曾根委員、古川委員と共に現地調査及び事情聴取を実施しています。

譲受人・・・氏は、・・・で農業を営んでいましたが、・・・の・・・に出荷したい希望があり、・・・の・・・になる必要

があるため、・・・に・・・し、柿、キュウイ等を約・・・㎡について妻と息子夫婦とともに耕作しています。なお、息子夫婦は新規就農するため、・・・の農家で指導を受けているとのこと。

申請農地の状況についても、特に問題は無いと思われませんが皆様の慎重なご審議の程宜しくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第2号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 事業計画変更申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、直川地区・・・、直川小学校から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。本案件は・・・で和歌山県より転用許可がおりています。当初計画者であった人物が・・・、本件事業の継続が不可能になったため、新たに本件事業を希望する人物へ承継するため申請するものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございます

ので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 から3 申請地は、岡崎地区・・・、岡崎小学校から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。現状、木が生い茂り、山林化しており、農地への原状回復が困難な状態であります。今回、邪魔な樹木を伐採し、草を刈り取って、新たにヤマボウシやシマトネリコ等の植林を行うことで山林として保全管理をする目的で転用申請に至ったものです。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の

区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。

申請人は・・・ほか・・・、・・・などの事業を行っている・・・の・・・です。現在事業拡大が順調であり、土木資材、管財などを保管するための場所や従業員用の駐車スペースが不足しているため、会社から距離の近い当申請地を露天資材置場及び露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 2申請地は、川永地区・・・、誠祐記念病院から東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。

申請人は新設の・・・による・・・や各・・・に対する・・・等を行っている・・・です。申請地隣接西側に当法人所有の建物があり、そこで保育士の研修や幼児と親子のふれあい等を実施する際に駐車スペースを確保するため、申請地を露天駐車場へ転用申請するものです。

No. 3申請地は、小倉地区・・・、小倉小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、特別な立地条件を必要とする施設、沿道の流通業務施設に該当するため、不許可の例外に該当します。

申請人は・・・に拠点を置く・・・で全国多方面に・・・、・・・、・・・関係を扱う・・・です。事業拡大するにあたり、インターチェンジに近く、付近に住宅が少な

くある程度の面積が確保できる申請地を露天駐車場として転用するため申請するものです。なお、事務所用地に関しては当申請地の南側の地目、宅地の土地を購入し建築するとのことです。また、当案件は令和2年6月15日付で農用地区域を除外しております。

No. 4申請地は、小倉地区・・・、大垣内文化会館から西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。

申請人の・・・と・・・が申請地の近くに居住しており、将来的に・・・や、農業を手伝いたいとの思いから実家にも近く農地にも近い申請地を個人住宅へ転用するため申請するものです。なお、開発許可申請中です。以上の案件については一般基準を満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第5号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

No. 20を先議とさせていただきます。湯川委員一時退席をお願いします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

先議のため議案第6号No. 20について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定です。新規の契約で、使用貸借権、期間は2年、地目は田、面積は718㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 20について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 20は可決と決定しました。

◆西森主査 番外、説明いたします。

議案第6号No. 20以外について説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が34件ございました。貸借権が2件、使用貸借権が32件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。また、No. 1からNo. 19、No. 21からNo. 28については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 29からNo. 32については、実質的な農地中間管理事業での再設定、No. 33からNo. 35については農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が78,087㎡、畑が4,941㎡、合計面積が83,028㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が7件あり、面積は田が11,885㎡です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号No. 20以外について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号No. 20以外を可決と決定しました。

議案第7号 非農地証明の基準の一部変更について、提案いたします。

まずは、農地問題調査研究小委員会で審議を重ねてきたところであり、その結果について、岩橋委員長報告願います。

◆14番（岩橋 章） 今回、農地小委員会では違反転用案件の取り扱いについて検討し、今後、確実に農業委員会が是正指導を実施できるよう運用ルールを見直しました。本来、正式な転用許可を得ずに行われた人為的な転用については、農業委員会が違反転用として指導し、是正されるべきものでありますが、20年以上経過してしまったものについては、一定の条件の下、やむを得ず、非農地証明を発行しています。今回、違反転用の指導をより厳密に実施する一方で、登記と現況の不整合を修正する目的とのバランスを保つため非農地証明の交付基準の一部変更を提案する次第です。

なお、違反転用の取り扱いについての新しい運用ルールについては予め配布させていただいたカラー刷りの資料をもとに後で説明させていただきます。

それでは非農地証明の基準の一部変更について事務局より説明をいたしますので、各農業委員様の慎重なご審議の程、よろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績） 続いて、事務局から別紙について補足説明願います。

◆殿元主任 番外、説明いたします。

非農地証明の基準の一部変更という別紙を議案とともに配布しておりますので合わ



せてご覧ください。

非農地証明交付基準の（５）の注釈３の変更になります。現行の基準内容を読み上げます。

（５）人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に２０年以上経過し、（注３）復元が困難であり、（注４）農地行政上、特に支障がないと認められる土地（注３）復元が困難とは、土地の大部分に建物が建設されている、コンクリート等で全面舗装されているなど容易に農地に戻せない状態をいいます。地面が土（バラスも含む。）のもの、地面が土のまま資材置場・駐車場等に使われているもの、土地の一部がコンクリート舗装等のものについては証明できません。ここから現行の（注３）の内容を削除して（５）人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に２０年以上経過し、復元が困難で容易に農地に戻せない状態であり、（注３）農地行政上、特に支障がないと認められる土地とします。

施行日は令和３年４月１日とします。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第７号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第７号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので、第５回総会を閉会いたします。